

計画作成年度	令和5年度
計画主体	八戸市

# 八戸市鳥獣被害防止計画

(令和6年3月12日)

## <連絡先>

担当部署名 八戸市農林水産部農林畜産課  
所在地 青森県八戸市内丸一丁目1-1  
電話番号 0178-43-9052  
FAX番号 0178-46-5697  
メールアドレス norin@city.hachinohe.aomori.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、カモシカ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	八戸市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	リンゴ、梨、キュウリ	被害面積 66.6a 被害金額 3,172千円
ヒヨドリ、ムクドリ	リンゴ、ブルーベリー	被害面積 80.0a 被害金額 3,852千円
カワウ	ヤマメ、アユ、サケ	被害地 世増ダムから新井田川流域 被害金額 882千円
ツキノワグマ	—	—
ニホンザル	—	—
ニホンジカ	水稻、リンゴ、葉たばこ	被害面積 123.1a 被害金額 3,306千円
イノシシ	ナガイモ	被害面積 20.0a 被害金額 381千円
アライグマ	イチゴ、醸造用ブドウ	被害面積 19.7a 被害金額 432千円
ハクビシン	イチゴ、トマト、醸造用ブドウ	被害面積 24.7a 被害金額 430.9千円
カモシカ	リンゴ	被害面積 70.0a 被害金額 3,276千円
合計		被害面積 404.1a 被害金額 15,731.9千円

## (2) 被害の傾向

### ○カラス

リンゴ、梨、キュウリの被害が山間部（南郷地区、館地区）において収穫期（7月～10月）に発生している。

### ○ヒヨドリ、ムクドリ

リンゴ、ブルーベリーの被害が南郷地区において収穫期（7月～10月）に発生している。

### ○カワウ

新井田川流域において飛来が確認されている。ヤマメやアユ等の稚魚の放流時期（5月～10月）に捕食による被害が発生しており、被害の拡大が懸念される。

### ○ツキノワグマ

過去においては、デントコーンや養蜂箱への被害が発生している。また、住宅地付近においても、目撃情報が確認されている。今後、農作物をはじめとした被害の発生が懸念される。

### ○ニホンザル

現在のところ農作物等の被害は確認されていないが、過去に市内の各地域で目撃情報がある。また、民家への侵入事例があり、今後、農作物をはじめとした被害の発生が懸念される。

### ○ニホンジカ

市内において生息状況が拡大している状況にあり、目撃情報が増加している。また、農林業被害が発生している。今後、交通事故等日常生活の被害の拡大が懸念される。

### ○イノシシ

市内において生息状況が拡大している状況にあり、目撃情報が増加している。また、農作物被害が発生している。今後、交通事故等日常生活の被害の拡大が懸念される。

### ○アライグマ

市内の各地域で目撃情報があり、イチゴ、醸造用ブドウ等の被害が確認されている。また、民家への侵入事例が報告されている。農作物をはじめとした被害の拡大が懸念される。

### ○ハクビシン

市内の各地域で目撃情報があり、イチゴ、醸造用ブドウ等の被害が確認されている。また、民家への侵入事例が報告されている。農作物をはじめとした被害の拡大が懸念される。

### ○カモシカ

リンゴの新芽、花びら被害が南郷地区において萌芽期（3月～4月）に発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
	金額(千円)	面積(a)	金額(千円)	面積(a)
カラス	3,172	66.6	2,537	53.3
ヒヨドリ・ムクドリ	3,852	80.0	3,081	64.0
カワウ	882	-	705	-
ツキノワグマ	-	-	-	-
ニホンザル	-	-	-	-
ニホンジカ	3,306	123.1	2,644	99.0
イノシシ	381	20.0	305	16.0
アライグマ	432	19.7	345.6	15.8
ハクビシン	430.9	24.7	344.7	19.8
カモシカ	3,276	70.0	2,621	56.0
合計	15,731.9	404.1	12,583.3	323.9

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○カラス 鳥獣被害対策実施隊が、銃器による捕獲を実施している。</li> <li>○カワウ 鳥獣被害対策実施隊が、銃器による捕獲を実施している。</li> <li>○ツキノワグマ 鳥獣被害対策実施隊が、箱わなによる捕獲活動を実施している。</li> <li>○ニホンジカ 鳥獣被害対策実施隊が、銃器及びくくりわなによる捕獲活動を実施している。</li> <li>○イノシシ 鳥獣被害対策実施隊が、くくりわなによる捕獲活動を実施している。</li> </ul>	<p>獣友会会員の高齢化や会員の減少が進んでおり、担い手の育成や捕獲体制の維持が必要である。</p> <p>また、ツキノワグマやニホンザルは市街地出没時の対応が難しいことが大きな課題である。</p>

防護柵の設置等に関する取組	<p>○カワウ 新井田川漁業協同組合が花火による追払いを実施している。</p> <p>○ツキノワグマ 農作物被害発生及び市街地付近で目撃情報があった場合は、必要に応じて警察、鳥獣被害対策実施隊及び府内関係部署と連携し、注意喚起、現地調査及び箱わなの設置を実施している。</p> <p>○ニホンザル 市街地付近で目撃があった場合は、必要に応じて警察、鳥獣被害対策実施隊及び府内関係部署と連携し、注意喚起、現地調査及び追払いを実施している。</p> <p>○ニホンジカ 市街地付近で目撃があった場合は、必要に応じて警察、鳥獣被害対策実施隊及び府内関係部署と連携し、注意喚起、現地調査及び捕獲を実施している。</p> <p>○イノシシ 市街地付近で目撃があった場合は、必要に応じて警察、鳥獣被害対策実施隊及び府内関係部署と連携し、注意喚起、現地調査及び捕獲を実施している。</p>	
生息環境管理その他の取組	放任果樹園や放置された収穫物残渣等の鳥獣を誘発する原因の除去や、耕作放棄地等の鳥獣の隠れ場所の適正管理について生産者に啓発している。	

## (5) 今後の取組方針

- ・有害鳥獣の捕獲は猟友会や鳥獣被害対策実施隊と連携し、銃器又はわなによる捕獲を実施する。
- ・関係機関と連携し、被害情報の把握に努め、今後の被害防止施策に活かす。
- ・鳥獣被害防止に関する研修会へ積極的に参加し、知識の向上や情報の収集を図る。
- ・捕獲体制を強化するため、狩猟免許等を有する担い手の育成を促進する。
- ・指定管理鳥獣であるニホンジカ及びイノシシの被害を発生させないため、予察

捕獲を含め、有害鳥獣捕獲を実施する。

- ・ICT（情報通信技術）機器を活用し、効率的な捕獲を実施する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

市が組織した鳥獣被害対策実施隊が行う有害鳥獣の捕獲活動及び農作物被害を受けた農家等から依頼を受けた猟友会が行う有害鳥獣の捕獲活動に、市は関係機関と連携して指導・助言を行う。

農林業被害を防止するため、わなやライフル銃以外の猟銃を使用した有害鳥獣捕獲を基本とするが、これらの方針での捕獲が困難なツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシ等の大型獣類の個体に対しては、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年 度 ～ 令和8年 度	カラス ヒヨドリ ムクドリ カワウ ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン	・現地調査による情報の収集 ・研修会の参加による技術情報の収集

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

カラス、カワウは、飛来個体数の増加を防ぐため、これまでと同程度の捕獲数とする。ヒヨドリ、ムクドリは、飛来個体数の増加を防ぐため、100羽捕獲する。ツキノワグマ、ニホンザルについては、被害状況に応じて必要最小数の捕獲を行う。アライグマ、ハクビシンについては、外来生物であることから、可能な限り捕獲を行う。ニホンジカ及びイノシシは、農林業被害及び交通事故等を防止するため、予察を含め可能な限り捕獲を行う。

捕獲は状況に応じて、箱わなやくくりわな、銃器を使用する。

#### (過去の捕獲実績)

対象鳥獣	令和2年度	令和3年度	令和4年度
カラス	93羽	56羽	86羽
ヒヨドリ	3羽	-	-
ムクドリ	-	-	-
カワウ	8羽	8羽	25羽
ツキノワグマ	-	1頭	-
ニホンザル	-	-	-
ニホンジカ	5頭	13頭	10頭
イノシシ	-	1頭	-
アライグマ	-	5頭	4頭
ハクビシン	26頭	19頭	9頭
カモシカ	-	-	-

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
カラス	250羽	250羽	250羽
ヒヨドリ	100羽	100羽	100羽
ムクドリ	100羽	100羽	100羽
カワウ	50羽	50羽	50羽
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数

ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
カモシカ	—	—	—

捕獲等の取組内容			
○カラス	被害の多い収穫期（7月～10月）を中心に、被害のある果樹園付近で銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。		
○ヒヨドリ・ムクドリ	被害の多い収穫期（7月～10月）を中心に、被害のある果樹園付近で銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。		
○カワウ	被害が発生している時期（5～10月）のうち適切な時期を選定し、被害が発生している新井田川流域において銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。		
○ツキノワグマ	被害状況を踏まえつつ、捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、箱わなや銃器により必要最小数を捕獲する。		
○ニホンザル	被害状況を踏まえつつ、捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、箱わなや銃器（ライフル銃を除く）により必要最小数を捕獲する。		
○ニホンジカ	被害状況を踏まえつつ、捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、捕獲用わなや銃器により可能な限り捕獲する。		
○イノシシ	被害状況を踏まえつつ、捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、捕獲用わなや銃器により可能な限り捕獲する。		
○アライグマ	被害状況を踏まえつつ、捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、箱わな等により可能な限り捕獲する。		
○ハクビシン	被害状況を踏まえつつ、捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、箱わな等により可能な限り捕獲する。		
○カモシカ	捕獲が不可能であるため、被害状況を踏まえつつ、農業者に対し緩衝帯やネットを設ける等の助言を行う。		

**ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容**

農林業被害を防止するため、わなやライフル銃以外の猟銃を使用した有害鳥獣捕獲を基本とするが、これらの方針での捕獲が困難なツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシ等の大型獣類の個体に対しては、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

**(4) 許可権限委譲事項**

対象地域	対象鳥獣
八戸市	なし（権限委譲済み）

**4. 防護柵の設置に関する事項**

**(1) 侵入防止柵の整備計画**

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ イノシシ	電気柵設置	電気柵設置	電気柵設置

**(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組**

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ イノシシ	電気柵を良好な状態で管理するため、設置者に対し、漏電防止のための定期的な草刈やメンテナンスなど、取り扱いの指導を徹底する。		

**5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組**

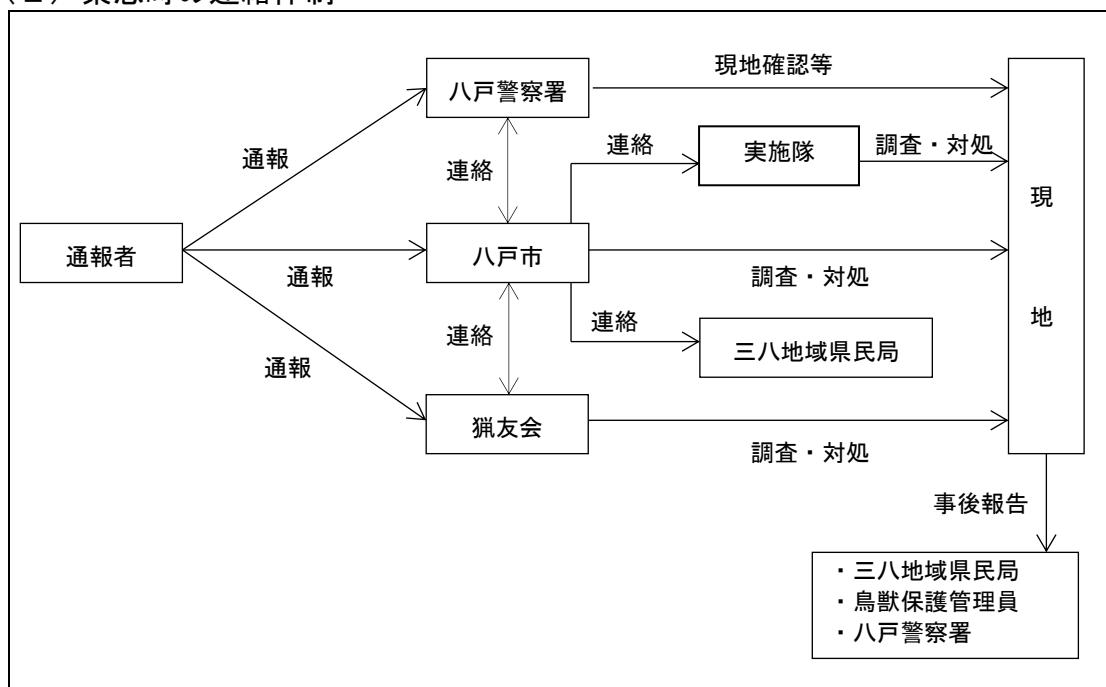
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年 度 ～ 令和8年 度	カラス ヒヨドリ ムクドリ カワウ ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン カモシカ	被害防止に向けた集落環境づくりのため、収穫物の残さ等を放置しないなど、農業者等に対して注意喚起を図る。 鳥類の被害が多発する地域においては、防鳥ネット等の設置を働きかけていく。 獣類の被害が多発する地域においては、定期的な刈払いや適切な除間伐等の実施による緩衝帯の整備や、電気柵等の設置を検討していく。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
八戸市	各関係機関との連絡・調整、現地調査、市民への注意喚起 有害鳥獣捕獲等の許可 鳥獣被害対策実施隊への出動要請
青森県猟友会八戸支部	現地調査、鳥獣の捕獲等
八戸市鳥獣被害対策実施隊	現地調査、鳥獣の捕獲等
八戸警察署	現地調査、銃器等の取扱いに係る指導・助言 鳥獣の捕獲等補助
三八地域県民局地域農林水産部（農業普及振興室、林業振興課）	状況の把握、捕獲に係る専門的指導・助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど適正に処理する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、八戸市清掃事務所と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、八戸市鳥獣被害対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会

の構成員である八戸市等が廃棄物の排出者として適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角 製品、動物園等での と体給餌、学術研究 等)	

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。

また、その他の有効な活用も困難である。

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	八戸市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
八戸市	・協議会内の連絡、調整 ・被害情報の収集、把握
三八地域県民局地域農林水産部（農業普及振興室、林業振興課、三八地方水産事務所）	・捕獲に係る専門的指導、助言
青森県獵友会八戸支部	・有害鳥獣の捕獲等の助言
八戸警察署	・銃器等の取扱いに係る指導、助言
八戸農業協同組合	・農作物被害に関する情報収集、提供
新井田川漁業協同組合	・水産物被害に関する情報収集、提供
島守漁業協同組合	・水産物被害に関する情報収集、提供

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
八戸市森林組合	ツキノワグマ等鳥獣の出没情報や林業被害の提供等
三八地方森林組合	ツキノワグマ等鳥獣の出没情報や林業被害の提供等

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

#### 八戸市鳥獣被害対策実施隊の設置

- ・実施隊員は、市職員及び獵友会より選出し、隊員60名で構成する。  
(令和5年11月1日現在)

#### 八戸市鳥獣被害対策実施隊の活動内容

- ・被害防止計画に取り組むため、関係機関と連携を密にする。
- ・被害農家への啓発や防除方法の指導を行う。
- ・有害鳥獣の捕獲及び追い払い作業を行う。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項